

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第35号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)</p> <p>第3条 任命権者は、条例第5条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第6条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。</p> <p>2 任命権者は、条例第5条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。</p> <p>(1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。</p> <p>(2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。</p> <p>(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。</p>
<p><u>(育児短時間勤務職員等についての適用除外)</u></p> <p><u>第3条の2</u> 前条の規定は、条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。</p>	
<p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第7条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。第7条の7、第8条第3項、第9条第1項第2号、<u>第3号</u>、<u>第5号</u>及び<u>第7号</u>並びに第2項、第12条第1項第2号及び第2項、第13条第4号イ及び第5号並びに第19条並びに附則第2項及び第8項を除き、以下同じ。）は、条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第7条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。第7条の7、第8条第3項、第9条第1項第2号から<u>第6号まで</u>及び第2項、第12条第1項第2号及び第2項、第13条第4号イ及び第5号並びに第19条並びに附則第2項及び第8項を除き、以下同じ。）は、条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p>

2 略

(年次休暇の日数)

第9条 略

(1) 次号から第7号までに掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となるもの又は任期が満了することにより退職することとなるもの その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）（当該基本日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項又は第2項の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあっては、当該日数）

(2) 新たに職員となる者であつて、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり新たに職員となった日以後の勤務が同日前の勤務（以下「従前の勤務」という。）と継続するものとされるもの（次号から第7号までに掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める日数（平均勤務時間数（週間勤務時間（条例第3条の規定により定められたその者の勤務時間をいう。以下同じ。）を5で除して得た時間数をいう。以下同じ。）が同日と同日前とで異なる者にあっては、任命権者の定める日数）

ア 当該年の前年において従前の勤務をしていた職員 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で任命

2 略

(年次休暇の日数)

第9条 条例第12条第1項の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の教育委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）
20日にその者の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、160時間に条例第3条第2項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、同項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を5で除して得た時間数を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあっては、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(2) 次号から第7号までに掲げる職員以外の職員であつて当該年の中途において新たに職員となるもの その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数とし、以下の条において「基本日数」という。）

権者の定めるものにあっては、任命権者の定める日数)に当該年の前年における年次休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

イ 当該年において従前の勤務を始めた職員 従前の勤務を始めた日ににおけるその者の在職期間と新たに職員となった日における当該年のその者の在職期間とを合計した期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、同日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

(3) 当該年の前年において国又は他の地方公共団体の職員(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)の適用を受ける職員を除く。以下この号及び次号において同じ。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日(当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で任命権者の定めるものにあっては、任命権者の定める日数)に当該年の前年における国又は他の地方公共団体の職員として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇(以下この条において「年次休暇等」という。)を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(4) 当該年において国又は他の地方公共団体の職員となった者であって引き続き新たに職員となったもの 国又は他の地方公共団体の職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(5) 当該年の前年において職員の勤務時間、休暇等に関する条例、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年香川県条例第4号)又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の適用を受ける職員(以下この号及び次号において「職員勤務時間等条例適用職員等」という。)であった

(3) 当該年の前年において国又は他の地方公共団体の職員(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)の適用を受ける職員を除く。次号において同じ。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他任命権者の定める職員 20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇(以下「年次休暇等」という。)の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(4) 当該年において国又は他の地方公共団体の職員となった者であって引き続き新たに職員となったものその他任命権者の定める職員 国又は他の地方公共団体の職員となった日(任命権者の定める職員にあっては、任命権者の定める日)において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(5) 当該年の前年において職員の勤務時間、休暇等に関する条例、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年香川県条例第4号)又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の適用を受ける職員(次号において「職員勤務時間等条例適用職員等」という。)であった者であって引き

者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で任命権者の定めるものにあっては、任命権者の定める日数）に当該年の前年における職員勤務時間等条例適用職員等として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

（6）当該年において職員勤務時間等条例適用職員等となった者であって引き続き新たに職員となったもの 職員勤務時間等条例適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

（7）当該年の前年において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下この号において「公益法人等への退職派遣者」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で任命権者の定めるものにあっては、任命権者の定める日数）に当該年の前年における公益法人等への退職派遣者として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は特に必要があると認める場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に年次休暇の日数を定めることができる。

続き新たに職員となったものその他任命権者の定める職員 20日に当該年の前年における年次休暇等の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数

（6）当該年において職員勤務時間等条例適用職員等となった者であって引き続き新たに職員となったものその他任命権者の定める職員 職員勤務時間等条例適用職員等となった日（任命権者の定める職員にあっては、任命権者の定める日）において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数

（7）当該年の前年において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他任命権者の定める職員 20日に当該年の前年における年次休暇等の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2 前項第3号から第7号までに掲げる職員が地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）である場合における条例第12条第1項の教育委員会規則で定める日数は、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数とする。

3 第1項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28

条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第9条の2 勤務時間変更（平均勤務時間数の変更をいう。以下同じ。）がある場合の当該勤務時間変更の日（以下「変更日」という。）以後における職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該年の初日に当該勤務時間変更があった場合 条例第12条第1項に規定する年次休暇の日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数
 - (2) 当該年の初日後に当該勤務時間変更があった場合（次号に掲げる場合を除く。）前号に定める日数から当該年において変更日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数
 - (3) 当該年の初日後に当該勤務時間変更があった場合において同日後に当該勤務時間変更前の勤務時間変更（以下「先の勤務時間変更」という。）があったとき 先の勤務時間変更があった日において前号の規定により得られる日数から同日以後変更日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数
- 2 前項第2号又は第3号の規定により算出された日数に1日未満の端数があり、かつ、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数以上である場合にあっては当該端数を切り上げた日数とし、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数を下回る場合にあっては当該算出された日数（当該日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数）とする。

（年次休暇の繰越し）

第10条 条例第12条第2項の規定により当該年の翌年に繰り越すことができる年次休暇の日数は、一の年における年次休暇の残日数が20日を超えない場合にあっては当該残日数（当該年の翌年の初日に勤務時間変更がある場合において、当該残日数に1日未満の端数があり、かつ、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数以上であるときにあっては当該端数を切り上げた日数とし、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数を下回るときにあっては当該残日数（当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数））とし、20日を超

（年次休暇の繰越し）

第10条 条例第12条第2項の規定により当該年の翌年に繰り越すことができる年次休暇の日数は、一の年における年次休暇の残日数が20日を超えない場合にあっては当該残日数とし、20日を超える場合にあっては20日とする。

る場合にあっては20日とする。

(年次休暇の単位)

第11条 年次休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間（再任用短時間勤務職員等（条例第3条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び育児短時間勤務職員等にあっては、1時間）とする。

2 1時間を単位とする年次休暇を使用した場合において、その使用した当該年次休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数

(特別休暇)

第13条 略

(1)～(9) 略

(10) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第12号において同じ。）が出産する場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、日又は時間）。ただし、出産の予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度とする。

(11) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあっては、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、日又は時間）。ただし、当該期間内において5日

(年次休暇の単位)

第11条 年次休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間（再任用短時間勤務職員にあっては、1日又は1時間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員のうち1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次休暇の単位は、1時間とする。

(特別休暇)

第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(9) 略

(10) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第12号において同じ。）が出産する場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員にあっては、時間）。ただし、出産の予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日（再任用短時間勤務職員にあっては、24時間に条例第3条第2項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(11) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあっては、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員にあっては、時間）。ただし、当該期間内において5日（再任用短時間勤務職員にあっては、5日）

を限度とする。

- (12) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項に規定する予防接種、学校保健法（昭和33年法律第56号）第4条に規定する健康診断若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、日又は時間）。ただし、一の年において5日を限度とする。

(13)・(14) 略

- (15) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要な場合 その都度必要と認める日又は半日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、日）。ただし、一の年の6月から9月までの期間内において5日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、40時間に週間勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数（週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。）を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(16)～(20) 略

- (21) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務する

40時間に条例第3条第2項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数を限度とする。

- (12) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項に規定する予防接種、学校保健法（昭和33年法律第56号）第4条に規定する健康診断若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員にあっては、日又は時間）。ただし、一の年において5日を限度とする。

(13)・(14) 略

- (15) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要な場合 その都度必要と認める日又は半日（再任用短時間勤務職員にあっては、日）。ただし、一の年の6月から9月までの期間内において5日（次に掲げる職員にあっては、それぞれ次に定める日数）を限度とする。

ア 再任用短時間勤務職員（イに掲げる職員を除く。） 5日にその者の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（その日数が5日を超えるときは、5日とする。）

イ 再任用短時間勤務職員のうち1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員 40時間に条例第3条第2項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。）

(16)～(20) 略

- (21) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務する

ことが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、時間）。ただし、一の妊娠の期間において14日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、112時間に週間勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(22) 略

- 2 1日を単位とする前項第10号から第12号までの特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。
- 3 1時間を単位とする第1項第10号から第12号まで及び第21号の特別休暇を使用した場合において、その使用した当該特別休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。ただし、第2号に掲げる職員が同号に掲げる時間数以上の時間について第1項第10号から第12号までの特別休暇を使用した場合は、1日の特別休暇を使用したものとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数

ことが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の妊娠の期間において14日を限度とする。

(22) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条第1項第10号に規定する出産の予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間（当該期間の初日を除く。）又は同項第11号に規定する出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあっては、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）（当該期間の初日を除く。）にこの規則の施行の日がある職員が同日前のそれぞれの当該期間に使用した改正前の第13条第10号又は第11号の特別休暇については、改正後の第13条第1項第10号又は第11号のそれぞれの特別休暇として使用されたものとみなす。

（香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

3 香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の休暇） 第19条 略	（職員の休暇） 第19条 略

2・3 略

4 校長は、病気休暇又は勤務時間等規則第13条第1項第5号に掲げる場合の特別休暇を承認した場合において、その休暇の期間が引き続き1月を超えるときは、遅滞なく教育長に届け出るものとする。同項第7号に掲げる場合の特別休暇に係る申出及び同項第8号に掲げる場合の特別休暇に係る届出があったときも、同様とする。

5～7 略

(県立学校職員の服務に関する規則の一部改正)

2・3 略

4 校長は、病気休暇又は勤務時間等規則第13条第5号に掲げる場合の特別休暇を承認した場合において、その休暇の期間が引き続き1月を超えるときは、遅滞なく教育長に届け出るものとする。同条第7号に掲げる場合の特別休暇に係る申出及び同条第8号に掲げる場合の特別休暇に係る届出があったときも、同様とする。

5～7 略

- 4 県立学校職員の服務に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教員の年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)</p> <p>第10条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号。以下「勤務時間等規則」という。）第13条第1項第1号及び第21号に掲げる場合の特別休暇並びに勤務時間等規則第15条に規定する特別休暇を除く。以下この項において同じ。）の請求をしようとする教員は、あらかじめ、年次休暇にあっては第4号様式による年次休暇請求書を、病気休暇にあっては第5号様式による病気休暇承認申請書を、特別休暇にあっては第6号様式による特別休暇承認申請書を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 勤務時間等規則第13条第1項第7号に掲げる場合の特別休暇の申出は、あらかじめ、第6号様式の2による産前休暇申出書を校長に提出して行わなければならない。</p> <p>4 勤務時間等規則第13条第1項第8号に掲げる場合に該当することとなった女性教員は、速やかに第6号様式の3による産後休暇届出書を校長に提出するものとする。</p>	<p>(教員の年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)</p> <p>第10条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号。以下「勤務時間等規則」という。）第13条第1号及び第21号に掲げる場合の特別休暇並びに勤務時間等規則第15条に規定する特別休暇を除く。以下この項において同じ。）の請求をしようとする教員は、あらかじめ、年次休暇にあっては第4号様式による年次休暇請求書を、病気休暇にあっては第5号様式による病気休暇承認申請書を、特別休暇にあっては第6号様式による特別休暇承認申請書を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 勤務時間等規則第13条第7号に掲げる場合の特別休暇の申出は、あらかじめ、第6号様式の2による産前休暇申出書を校長に提出して行わなければならない。</p> <p>4 勤務時間等規則第13条第8号に掲げる場合に該当することとなった女性教員は、速やかに第6号様式の3による産後休暇届出書を校長に提出するものとする。</p>